

第3章

避難所の開設準備

第3章では、地域での共助活動から避難所運営を始めるまでの流れを説明しています。

避難所運営は、当初は防災会役員が主となりますが、避難者や在宅避難、帰宅困難による一時滞在の避難者も含め、地域の方が皆で運営するものです。

積極的にお手伝いをお願いします。

避難所開設・運営 (イメージ)

地震発生

地域での共助（減災）活動を継続する一方、防災会役員の一部は、避難所に集合し、避難所の開設準備を行います。

(自助・共助) 地域で減災行動

避難所運営委員の集合 P 2 4

避難所【校門】の開門 P 2 5

【重要】施設の安全点検 P 2 6

避難所開設の判断・決定 P 2 7

医療救護所の開設 P 6 0

避難者収容スペースの決定、立ち入り禁止場所表示 P 2 9

避難者受入準備、受入 P 4 0 ~

避難所運営各部の活動行動 P 4 5 ~

1. 避難所運営委員の集合

(1) 避難所にむかう人

避難所運営委員は、指示を受けられない場合でも、あらかじめ決められた場所に自動的に集合します。

はじめに避難所にむかう人		
第1候補	他	名
第2候補	他	名

(2) 避難所で集合する場所

避難所の敷地内または周辺に、集合場所をあらかじめ定めておくことで、避難所開設に向けた活動を容易にします。

集合場所
第1候補
第2候補

(3) 人数確認

避難所開設前のおよその避難者数を把握し、避難所運営や開設に係る、人員規模を把握します。

月	日	時	分	現在
運営委員		約		人
避難者		約		人
合計		約		人

2. 避難所【校門】の開門

(1) カギを開ける人

【平日昼間】（施設を通常使用している場合）

☐ 開門（施設の職員による開門）

【夜間休日】（施設の休館日等）

☐ 開門（カギの保管者による解錠）

・カギの保管者

（地域防災会長、区避難所班長・副班長、区民活動センター）

(2) 避難所のカギを保管している人

カギを保管している人

1.

2.

3.

(3) 門の開放

避難所施設により、複数の出入り口があるが場合、避難者の受け入れ口を限定することで、避難者数の把握や、誘導などを容易にします。

開放場所

「

門」

(4) 【重要】避難所施設の安全点検

二次被害を避けるために、施設の安全点検の完了後に施設内に入ります。

□ 区職員(施設点検班)による施設の安全確認を待つ。

ポイント

【区職員による施設の安全点検が待てない場合】

□ 避難所運営委員が、施設の安全確認を行う。

・避難所運営委員による安全点検を実施した場合は、あらためて区職員等による安全点検を実施します。

【安全確認資料】

- ・「避難所施設安全点検マニュアル」(P92)
- ・「安全点検チェックリスト」(P94)

【その他】

- ・(単独行動の禁止)安全点検は、必ず複数で行うこと。
- ・建築関係の知識を持った人に協力いただくことも有効です。

(5) 負傷者がいる場合

負傷者は、安全で風雨が避けられる場所を選んで保護してください。

「(4)避難所施設の安全点検」は、負傷者を一時保護する場所を、優先的に点検します。

□ 119番通報(救急要請)

【可能な範囲での対応】

□ 応急手当

□ 避難者の中から、医療関係者や協力者を募る。

□ 電話が使えない場合は、地域本部(区民活動センター)を通じ、「救急要請」

□ 避難所施設が被害を受けていない場合

備蓄倉庫保管：「医療救急カバン、担架、ベッド等」を使用可能

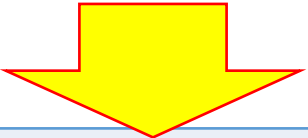
3. 避難所開設の判断・決定

☐ 施設管理者（学校長等）、地域防災会、避難所班長（区職員）等により、避難所開設を検討します。

(1) 避難所開設の検討（確認事項）

検討内容（確認事項）			
中野区からの開設要請	☐ あり	☐ なし	—
避難者	☐ いる	☐ いない	—
児童・生徒、施設利用者	☐ いる	☐ いない	
およその避難者数	大人 人	子ども 人	要配慮者 人
火災延焼危険	☐ あり	☐ なし	—
施設の被害	☐ あり	☐ なし	—
校庭(敷地)の陥没	☐ あり	☐ なし	—

(2) 避難所開設の決定

年	月	日	時	分
☐ 開設する		☐ 開設しない		
☐ 再避難する				
避難先 「どこへ」				

(3) 地域本部への報告

地域本部（区民活動センター）に、避難所開設の要否を報告します。
また、「救急要請、救助要請」等も、下記的手段により連絡します。

【連絡方法】

- ☐ 避難所施設に被害がない場合は、防災無線、特設公衆電話などを使用
- ☐ 避難所施設に被害がある場合は、携帯電話や公衆電話を使用
- ☐ 無線や電話が使用不能の場合は、伝令により報告

☐ **報告完了**（報告を完了したら✓）

(4) 連絡先一覧（区民活動センター）

報告	名称	所在地	電話番号
	南中野区民活動センター	弥生町5-5-2	03-3382-1456
	弥生区民活動センター	弥生町1-58-14	03-3372-4000
	鍋横区民活動センター	本町5-47-13	03-3383-2731
	東部区民活動センター	中央2-18-21	03-3363-0751
	桃園区民活動センター	中央4-57-1	03-3382-5151
	昭和区民活動センター	中野5-4-7	03-3368-8181
	東中野区民活動センター	東中野5-27-5	03-3364-6677
	上高田区民活動センター	上高田2-11-1	03-3389-1311
	新井区民活動センター	新井3-11-4	03-3389-1411
	江古田区民活動センター	江原町2-3-15	03-3954-6811
	沼袋区民活動センター	沼袋2-40-18	03-3389-4571
	野方区民活動センター	野方5-3-1	03-3330-4121
	大和区民活動センター	大和町2-44-6	03-3339-6141
	鷺宮区民活動センター	鷺宮3-22-5	03-3330-4111
	上鷺宮区民活動センター	上鷺宮3-7-6	03-3970-9131